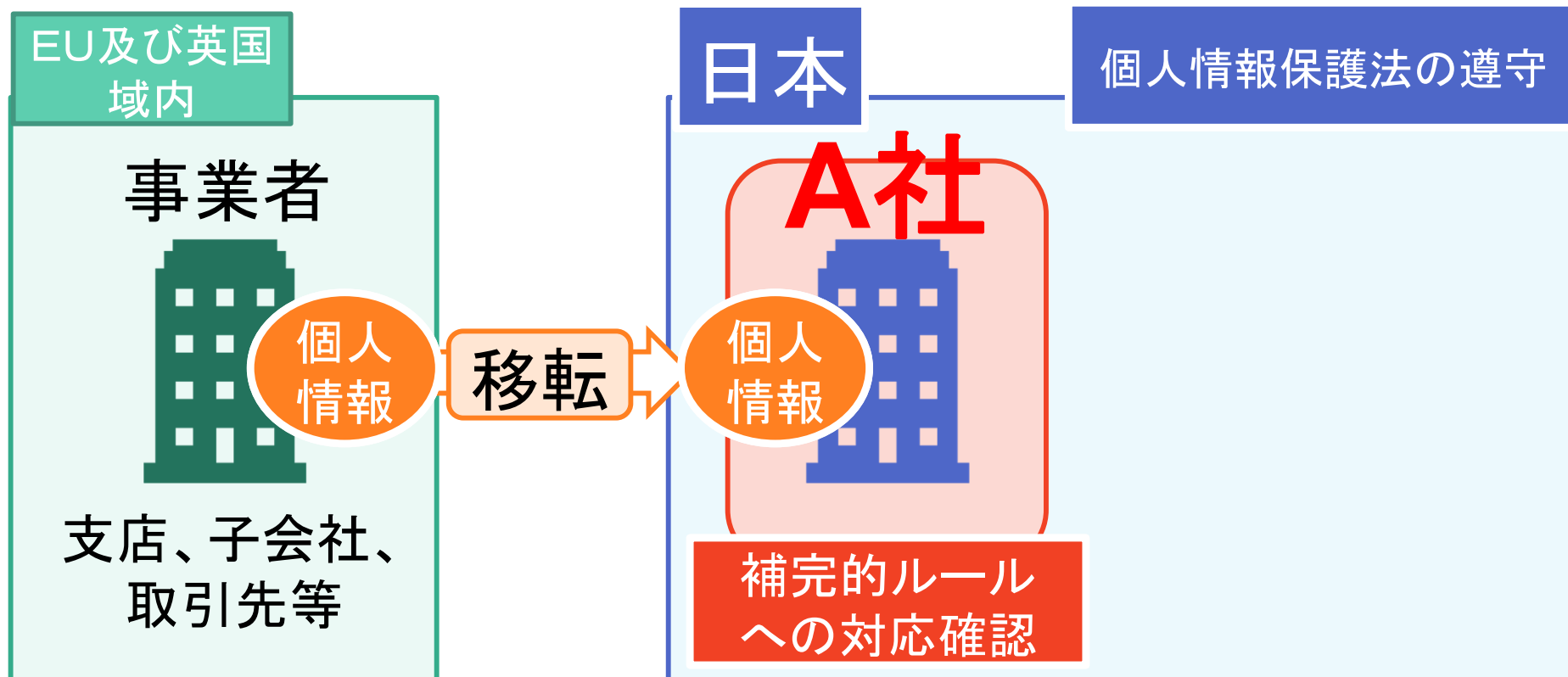




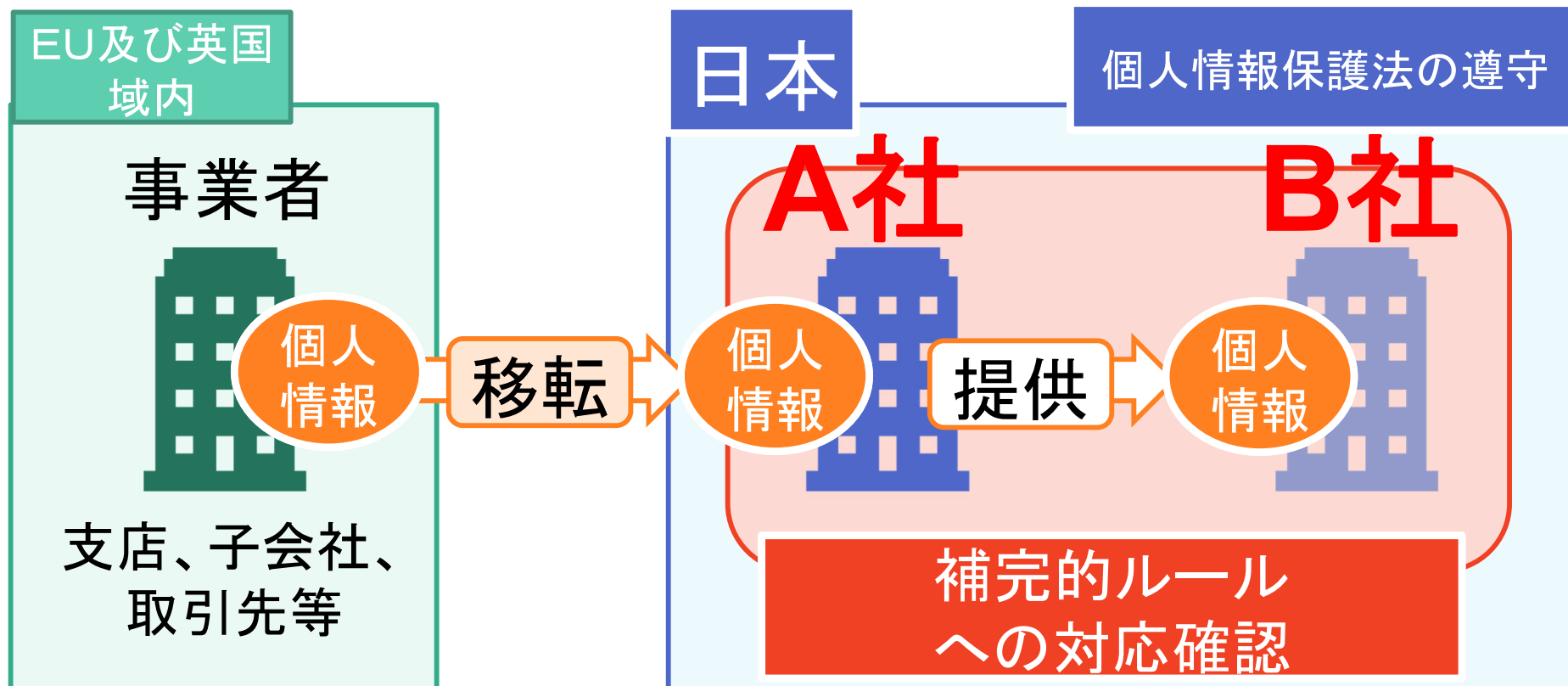
補完的ルールへの対応状況を確認する事業者(1)



日本国内事業者のA社が、EU及び英国域内の事業者（自社の子会社や支店を含む）から、充分性認定に基づき個人情報の移転（第三者提供・委託・事業承継等）を受けている場合、A社のPマーク審査では補完的ルールへの対応状況を確認します。

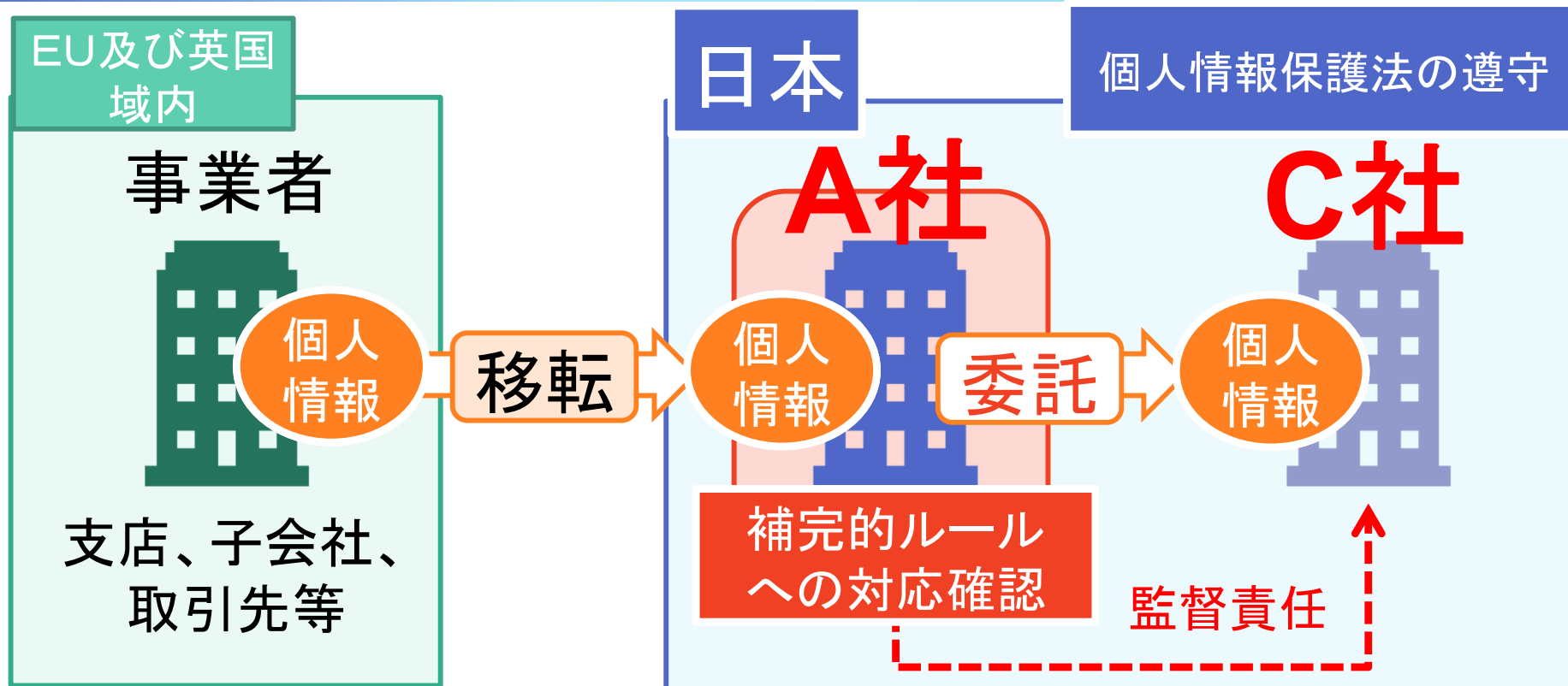
※以下、「EU」とは、欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA: European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）を指す。

補完的ルールへの対応状況を確認する事業者(2)



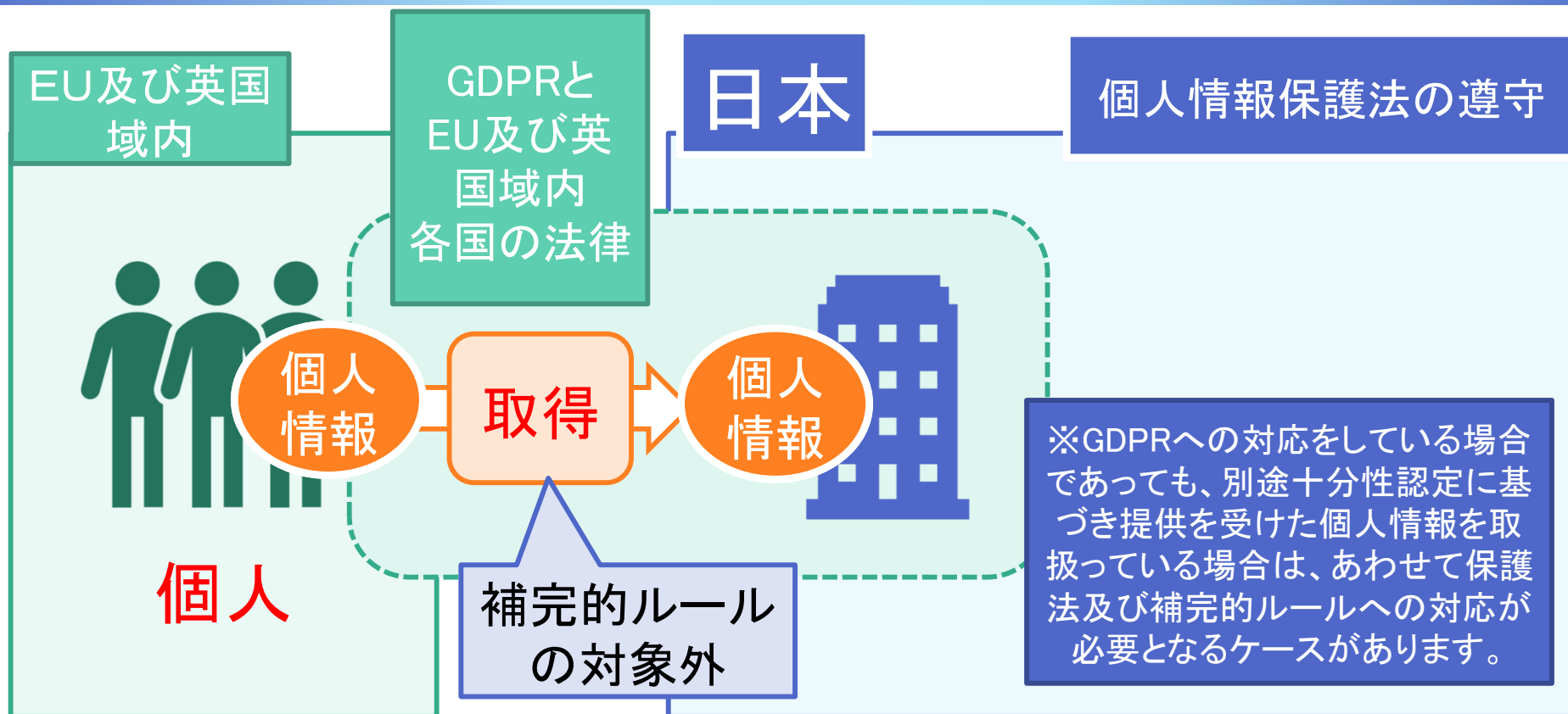
(1)のA社が、EU及び英国域内の事業者から充分性認定に基づき移転(第三者提供・委託・事業承継等)を受けた個人情報を、B社に提供した場合、B社のPマーク審査でも補完的ルールへの対応状況を確認します。

補完的ルールへの対応状況を確認しない事業者(1)



(1)のA社が、EU及び英国域内の事業者から十分性認定に基づき移転(第三者提供・委託・事業承継等)を受けた個人情報を、C社に委託した場合、A社のPマーク審査では補完的ルールの対応状況を確認しますが、C社の審査では原則、確認しません。ただし、いずれの審査でも個人情報の委託の対応状況を確認します。

(参考)EU域内の個人から直接個人情報を取得する場合



十分性認定に基づく個人情報の移転ではなく、EU及び英国域内の個人から個人情報を取得する場合、個人情報保護法の遵守を前提として、GDPRとEU及び英国域内各国の法律が適用されます。

なお、Pマーク審査は、補完的ルール及び構築・運用指針への対応状況を確認するものであるため、GDPRとEU及び英国域内各国の法律への対応状況については確認をしません。